

公 示 送 達 書

みなかみ町税公示第 715 号

次のみなかみ町税等に係る書類を下記の方に送達すべきところ、その方の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及びみなかみ町税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、当該書類はみなかみ町町長が保管しておりますから、送達を受けるべき方の申し出により交付します。

令和 8 年 9 月 30 日

みなかみ町長 阿部 賢一

氏 名	書 類 名				備 考
WANG PING	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
J I YUE	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
HUANG JING	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
YE QING	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
TURNER CALLUM LARSEN	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
NGUYEN THI KIEU TRINH	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
THAPA BISHO RAM	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
AQUILIZAN JULIUS ANTONIO	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
LE THI MY UYEN	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
ZHOU HAO	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
REDDING JONATHAN	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
AUSTIN MARK EVELYN	令和8年度	町県民税	第2期	督促状	
以下余白					

注)この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記書類の送達があったものとみなされます。